

# 標 茶 町

## 農業經營基盤強化促進基本構想

令和5年9月28日策定

# 目 次

<b>第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標</b>	・・・1
1 標茶町の概況	・・・1
2 標茶町農業の現状	・・・1
3 農業経営の基盤の強化の促進に関する取組	・・・2
(1) 基本的な考え方	・・・2
(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間	・・・2
(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間	・・・2
(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保	・・・3
4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保	・・・7
<b>第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標</b>	・・・9
<b>第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標</b>	・・・22
<b>第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項</b>	・・・22
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	・・・22
2 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	・・・22
(1) 受入環境の整備	・・・22
(2) 中長期的な取組	・・・23
3 町が行う取組	・・・23
(1) 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援	・・・23
(2) 就農初期段階の地域全体でのサポート	・・・23
(3) 経営力の向上に向けた支援	・・・23
(4) 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導	・・・23
4 関係機関等の役割分担	・・・23
<b>第5効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項</b>	・・・24
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	・・・24
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	・・・24
(1) 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状	・・・24
(2) 今後の農地利用等の見通し	・・・24
(3) 将来の農地利用のビジョン	・・・24
(4) 具体的な取組の内容	・・・25
(5) 関係機関及び関係団体との連携等	・・・25

<b>第6 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項</b>	・・・25
1 法第 18 条第1項の協議の場の設置方法、同法第 19 条第1項に規定する地域 計画の区域の基準、その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	・・・26
(1) 協議の場の設置方法	・・・26
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準そ の他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	・・・26
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	・・・27
(2) 区域の基準	・・・27
(3) 農用地利用改善事業の内容	・・・27
(4) 農用地利用規程の内容	・・・27
(5) 農用地利用規程の認定	・・・27
(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	・・・28
(7) 農用地利用規程の特例	・・・29
(8) 農用地利用規程の変更等	・・・30
(9) 農用地利用改善団体の勸奨等	・・・30
(10) 農用地利用改善事業の指導、援助	・・・31
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他委託を受けて行う農 作業の実施の促進に関する事項	・・・31
(1) 農作業の受委託の促進	・・・31
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	・・・32
4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	・・・32
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	・・・32
(2) 推進体制等	・・・32
 <b>第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項</b>	・・・33
 <b>第8 その他</b>	・・・33
別紙1 (第6の1(1)⑥関係)	

# 第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

## 1 標茶町の概況

本町は、釧路管内のほぼ中央に位置し、東は厚岸町及び根室管内中標津町並びに別海町、西は鶴居村、南は釧路町、北は弟子屈町に接し、東西58.9km、南北60.5kmで総面積1,099.37km<sup>2</sup>の広大な面積を有している町です。

地勢は丘陵地帯と平野部に大別され、丘陵部は山岳が少なく、標高は60mから300mで概ね丘陵起伏をなしています。また、釧路川及び別寒辺牛川、西別川の各河川流域は平坦で、湿地帯が広く分布しており、特に、指定面積28,788haの釧路湿原国立公園のうち、その42.8%、12,324haが本町内にあります。この釧路湿原はタンチョウをはじめとする貴重な動植物が生息する野生生物の楽園となっており、人々の心に安らぎを与えてくれる景観や環境が町中を包み込んでいるといえます。

地質は、丘陵部が概ね摩周系火山性砂壤土、湿原域は泥炭土に覆われ、河川流域は沖積土が散在しています。土性を大別すると、丘陵部は大部分が海成洪積土の上に、摩周火山灰層及び雄阿寒岳火山灰層が被覆して、火山性砂壤土となっています。

気候は、内陸性気候を呈し、春季から夏季にかけては冷涼多湿で日照りが少なく、秋季は比較的晴天が続く、冬季は積雪は少ないが寒さが厳しく、土壌凍結が80cmにも及ぶ場合があります。年間平均気温は約5℃で、夏期平均気温が14℃～20℃、冬期平均気温が-10℃～-6℃程度で、年間降水量は1,000mm前後となっています。

## 2 標茶町農業の現状

本町の農業は、戦前は馬産を中心として発展してきましたが、昭和31年に「釧路内陸集約酪農地域」の指定を受けたことに伴い、基幹産業を「酪農」、基幹作目を「生乳」とし、以後、冷涼な気候条件や特殊土壌等の厳しい自然条件を克服し、広大な土地資源を利用した草地型酪農を根幹として、基盤整備の積極的な推進により酪農経営の規模拡大を続け、我が国でも有数の酪農地帯として成長を遂げてきました。

しかし、最近の農業を取り巻く情勢はTPP11、日EU・EPA、日米貿易協定等の自由貿易協定が今後本町農業に及ぼす影響が心配される中で、労働者不足、担い手の高齢化、後継者不足等により農家戸数が年々減少している状況です。

野菜生産においては、寒冷地（高原）野菜として大根をはじめとする野菜の栽培が行われ、

特に大根は「釧路ほくげん大根」のブランド名で各市場へ出荷されています。また、共同選果場を整備し共同出荷体制による高収益野菜の産地形成化が図られています。

さらに、生産者が、ヨーグルト・アイスクリーム・チーズ等本物志向の牛乳乳製品の生産販売や牛肉の独自ブランド化を図り積極的にイベントやマスコミを通じてPRを図り販路の拡大を進めています。

このような農業構造の中で、魅力ある足腰の強い農業経営と地域づくりを目指し、担い手対策、農村生活環境改善、農業経営の充実強化、農業生産基盤の整備強化、農地流動化の促進等の取り組みが進められています。

### 3 農業経営の基盤の強化の促進に関する取組

#### (1) 基本的な考え方

本町農業が持続的に発展していくため、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、経営規模の拡大、農業経営の複合化や多角化等の6次産業化の取組を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保するとともに、これらの農業経営による農地の有効活用を促進します。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進します。

#### (2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力とやりがいのあるものとなるよう、次のとおり、本町及びその周辺市町村において優良な経営の事例を踏まえ、農業経営の発展を目指し、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努めます。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね490万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり2,000時間程度

#### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあつては主たる従事者）の就農5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定めるものをおおむね達成することを目標と

します。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にとっては、経営が安定するまで時間を要することから、所得水準については、おおむね5割の達成を目標とします。

#### (4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

##### ① 認定農業者の育成・確保

農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という）を地域農業の将来を担う経営体の中核として位置づけ、認定農業者及び基本構想水準到達農業者に対して関係機関・団体が連携し、農用地の利用集積やICT等の省力化技術の導入等の推進、制度資金の融通等の各種支援措置を講ずるなど、経営改善の取り組み等に対し総合的な支援を行います。

農業経営改善計画の終期到来者については、経営の持続的な発展を図り、絶えず変化する経営環境に的確に対応するため、当初の計画の実践結果と経営意向を踏まえつつ、経営の更なる向上を内容とした新たな経営改善計画の作成について協力・指導し、認定農業者に誘導します。

なお、認定農業者の認定は標茶町認定農業者審査会にて行います。

##### ② 農業経営の法人化の推進

農業法人は、地域間競争等に対応するための効率生産の追求に重要であるとともに、農地の維持や就業機会の確保等、地域農業の維持・振興を図る上で有効な手段の一つです。今後、後継者不在や高齢化による担い手の脆弱化、農地流動の円滑な推進に対応するため、地域及び営農の実態等の必要に応じて法人形態への誘導を図り、本町の令和12年度における農業法人数の目標を50経営体とします。

##### ③ 農用地の利用集積と集約化

「地域計画※」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進します。

※地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用す

る農用地等を表示した地図などを明確化し、市町村により公表されるもの。

#### ④ 多様な農業経営の育成・確保

経営規模の拡大だけではなく、高収益作物やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農産加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした、多様な取組を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を図ります。

#### ⑤ 多様な担い手の育成

集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体、共同作業化の方針等を農業者が主体となって明確にし、認定農業者を中心とした集落営農の担い手に対し重点的に支援対策を実施し、効率的かつ安定的な経営体の育成と相互の連携を図ります。また、規模拡大農家、高齢農家、新規就農者の労働力補完のため、作業受託組織、酪農ヘルパー、公共牧野及び哺育センターの機能を充実し、更にはTMRセンターの組織化を図ります。

#### ⑥ 関係機関との連携

農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、町は、標茶町農業再生協議会により、関係機関相互の連携の下で濃密な指導を行うため徹底した話し合いを促進します。さらに、望ましい経営を目指す農業者に対して標茶町農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導します。

#### ⑦ 女性農業者の参画の促進

魅力ある農村、豊かでゆとりある農村生活を築くためには、そこに住む人たちが快適でゆとりある生活を楽しみながら生き生きと活動できる魅力ある地域づくりを進めていくことが必要です。これらの目的達成のため、女性農業者の経営管理や生産技術の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進します。

また、酪農ヘルパー制度やコントラクター等の活用により計画的な休日を導入し、良好な労働条件を確保することで、潤いと安らぎのある生活の実現を図ります。

#### ⑧ 高齢者の活動の促進

高齢化が進む中でその対策が地域福祉や地域活性化上、重要です。生産者としてではなく、生きがいつくりとして、野菜や花きの施設栽培法を推進するとともに、生涯学習の推進、高齢者の持つ経験に裏打ちされた豊かな技能・知識を活用する場の創設・提供、高齢

者によるボランティア活動等を推進します。

#### ⑨ 足腰の強い農業経営の育成

##### ア 農業経営の充実・強化

農業経営の改善を推進し、足腰の強い農業経営を育成するためには、生産コストの低減や品質の向上等により、一層の経営の体質強化と農業所得の安定的な拡大を図る必要があります。そのためには、簿記記帳の指導、コンピュータを利用した経営診断を行うほか、経営の分析・設計を行い、きめ細やかな指導や資金調達や投資の方法等、総合的な経営管理能力の向上を図るとともに経営改善グループの強化・育成が必要です。

さらには、生産コストの低減、経営体質の強化を一層促進するため、個人経営を補完する集落営農の組織化・法人化を推進し、そのスケールメリットを生かした機械の共同利用や作業の受委託、農作業の共同化や分業化、労働力の利用調整、土地の高度利用の他、新しい技術や作目の導入等を図ります。

##### イ 試験研究と普及指導体制の充実・強化

標茶町農業は生産性を高め、国際化時代に対応し、産地間競争に打ち勝つために経営体質の強化を図らなければなりません。そのためには、関係機関及び研究機関・試験場大学等が一体となって生産者が必要とする情報の収集、データの分析、試験研究を行い広く速やかな周知、適切な指導・普及を図ることが重要です。

また、地域農業を担う農業者は、情報ネットワークシステムの有効利用を図りながら情報を積極的に活用し、生産コストの低減、農産物の安定生産、品質の向上、市場流通の適正化等に努める必要があります。

さらには、全酪農家の乳検組合加入への推進、ICTの利活用及び専門的見地からの経営診断を行うコンサルタント及び経営インストラクターの活用も図る必要があります。

##### ウ 主要作目毎の生産技術の改善

酪農については、規模拡大に伴う労働力不足や負債といった、現状における経営圧迫要因を取り除かねばなりません。そのため、飼養方式に関しては、土地条件と経営体に合わせ、フリーストール・ミルクパーラー方式、スタンション・パイプライン方式、集約放牧技術の導入等を個々に選択できる支援・指導体制の強化を図ります。牛群・飼養管理に関しては、乳検、飼料・土壌分析、気象情報等、数値化されたデータに基づくICTの活用を含めた管理・分析により、新技術の導入や既存技術の改善を図ります。個体乳量・乳質に関しては、個体管理の徹底に努め、関係機関により組織されている経営改善プロジェクトチームが中心となり改善に向けた支援・指導を進めます。労働意欲の向上、都市消費者との交流、家畜福祉の面等から、畜舎内外の環境整備を進めます。



肉用牛については、飼養方法、肥育方法など技術全般について検討していきます。

野菜生産については、現状は大根主体であるが、連作障害を防ぐため効率的な輪作体系を確立するとともに、単位当たり収量を高めるための諸対策を検討します。また、大根以外の寒冷地野菜や花き栽培の取り組みを推進します。

#### エ 家畜改良増殖・衛生対策

乳牛については、健康で有能な遺伝情報を持つ雌牛群の増殖を目指し牛群検定・後代検定に積極的に取り組むとともに、MOET（多排卵及び受精卵移植技術）、雌雄産み分け等の最新技術の導入も検討します。

肉用牛については、まず販売戦略を確立することが重要であり、その目標に沿った牛群の構築を図るため、先進生産地から高能力繁殖牛を導入し、人工授精の完全実施、受精卵移植技術等の導入を目指します。

衛生対策については、哺育育成期における事故、乳房炎や第四胃変位等の生産病、放牧病の防止に努めます。伝染病に関しては定期的な予防注射の実施と輸移入家畜の着地検査の徹底、更には衛生的な飼養環境に努め発生を防ぎます。

### ⑩ 農業生産基盤の整備・強化

#### ア 土地利用基盤の改善

本町の基幹産業である酪農を支えてきた農業基盤整備事業は、今日まで多くの国営・道営等の農用地開発、草地開発事業を中核とした土地基盤整備事業の導入、農業構造改善事業の積極的な取り組みにより広大な土地資源を有効利用し農村の景観や快適な環境に十分配慮し地域の実態や要求に応じた草地型酪農地帯として整備を進めてきたところです。今後も、生産コストの低減や付加価値の向上を実現し農業経営の規模拡大及び体質強化を図るためには、土地基盤整備は欠かせない条件であり、農村社会における活力と潤いのある快適な暮らしを実現するために生産基盤の整備と合わせ生活環境の整備を一体的に進める必要があります。各種事業実施にあたっては、地元負担金の償還に困難をきたすことのないような償還方法の可能性や維持管理者などを十分勘案し、農家負担の軽減を考慮するとともに、農村の景観や快適な環境に十分配慮し地域の実態や要求に応じ、将来方向に即した事業の推進を図ります。

#### イ 生産の組織化等による団地化の促進と生産単位の拡大

各地域の地域振興会、酪農振興会、農業機械利用組合等の取り組みを精査し、連携を含む集落営農のあり方を農業者自身の論議により組織化・計画化を図ります。また、コントラクター、公共牧野、TMRセンター、哺育センターの活用による効率的な農業生産を推進します。

#### ウ 流通の改善

作業車両の大型化等から、地域要望に即した農道整備等を進めます。

#### ① その他の取組

##### ア 消費者ニーズと地域農業の結合・強化

消費者はより安全・安心な農畜産物を求めているため、地域の農畜産物の品質向上と生産環境の改善を図る良好な産地イメージを形成するために「標茶町酪農HACCP」の取組やアニマルウェルフェア思想の浸透を推進していくとともに、農業の必要性和農村の公益的機能を消費者へ積極的にPRする必要があることから、地産地消、食育の推進を図り、農業農村体験、直売、観光農園等、さまざまな消費者との交流を通じて生産者の意識を高め、同時に特産品開発を進めながら消費者ニーズに対応した農畜産物の生産を図ります。

##### イ 生産に際しての環境保全に関する方針

都市消費者の農業に対する理解を得る上でも、生産現場の環境保全は必須の要件となっています。標茶町は3本の水系を抱え、2つの国立公園を持つ町として、環境保全を積極的に考えていかなければなりません。家畜ふん尿の適正処理・還元については、標茶町エコヴィレッジ推進協議会を中心に、バイオガスプラントの建設を検討しており、農業者の理解と関心を得ながら検討していくことが必要です。農業用廃プラスチックについては、農業者・関係機関の連携により、適正処理に向けた取り組みをします。その他の環境保全にも積極的に取り組み、安全な農畜産物の生産を目指します。

##### ウ 農業団体など関係組織機能の強化

地域の農業経営の安定的発展を図るため、経営の体質強化や土地基盤の整備、担い手の育成、コスト低減、付加価値の向上や農村の活性化などの課題について、農業者や営農集団、関係機関、団体がそれぞれの役割分担を明確にし、責任を持った取り組みが必要であり、標茶町農業振興会議が主体となって積極的な取り組みを進めます。

この中でも、特に農家経営と結びつきが強く、地域経済活動の中心的な役割を担う農業協同組合が、農業構造の変化に対応した組織化と機能の充実と効率的な組織運営を図る必要があります。

## 4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

### (1)新規就農の現状

新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標として、本町の新規就農者（農業後継者を含む）は過去5年間で37名の実績であるが、従来からの基幹産業である酪農

の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

(2)新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえて、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとします。

育成・確保すべき人数の目標は、北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標 670 人を踏まえ、本町においては年間 12 名の当該青年等の確保を目標とします。

上記に掲げる目標を達成するための方針は、第 4 に定めます。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

標茶町の農業経営体は現状で既に町内他産業の所得水準を上回っていますが、さらに効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、そのような農業経営体が町農業の相当部分を担う農業構造を確立することを目指します。

目指すべき農業経営は、町における優良な経営体の事例を踏まえつつ、「意欲と能力のあるプロ農業経営」とし、具体的には次の基準を満たす経営とします。

- ① 主業的に農業を行う経営体。
- ② 個人経営にあつては、後継者が確保できる経営体。
- ③ 家族農業経営における共同申請の場合は、家族経営協定の取決めが締結されており、その取決めが遵守されている経営体。
- ④ 概ね490万円の農業所得が確保できる経営体。
- ⑤ 農業従事者1人当たりの年間の労働日数が340日以下、労働時間が2,000時間程度である経営体。

上記に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標としては、例示すると次のとおりとします。

### 【個別経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態等
酪農 専業 (I)	<作付面積等> ・牧草(採草) 42.5ha ・牧草(放牧) 12.5ha ・牧草(更新) 5.5ha ・施設用地 2.0ha 経営面積計 57.0ha <飼養頭数> ・成牛 42頭 (うち経産牛) 40頭 ・育成牛 20頭 常時飼養頭数 62頭 ※販売仕向けを除く <生産量> ・生産乳量 280t ・個体乳量 7,000kg <10a当たり収量> ・牧草 3,500kg	<建物・施設> ・成牛舎(400㎡) 1棟 ・育成牛舎(194㎡) 1棟 ・機械庫(198㎡) 3棟 ・カーフハッチ(1頭用) 5個 ・堆肥舎(232㎡) 1式 ・牛舎付堆肥舎(30㎡) 1式 ・尿溜 199㎡ <機械> ・ハルクレーラ(3,000ℓ) 1基 ・ミルカー(パイプライン) 1式 ・ハンクリーナー 1式 ・ロールカッター 1台 ・トラクター(80ps) 1台 ・トラクター(100ps) 1台 ・トラクター(120ps) 1台 ・農用トラック(4t) 1式 ・軽トラック 1台 ・フロントローダー 1台 ・ヘルグリッパー 1台 ・ブロードキキャスター 1台 ・テッター 1台 ・ヘイレーキ 1台 ・ディスクモア 1台 ・マニュアルスプレッター 1台 ・バキュームカー 1台 ・ロールペーラー 1台 ・ラッピングマシン 1台	・農業簿記による経営 計画、労務、財務、 生産管理 ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と 簿記の管理による財 務分析 ・乳牛検定データの活 用 ・飼養部門と飼料生 産部門の損益と原 価の把握、分析 ・作業記録の整備	・夫婦2人の家族経営 ・ゆとり経営、定年帰農、経営開 始直後の新規就農者など ・育成牛は公共牧野の活用を想 定 ・酪農ヘルパーの活用による定期 的な農休日の設定を行う <労働力> ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 1人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態等
酪農 専業 (I)		<p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタンション・パイプライン方式</li> <li>・積極的に放牧を行い、牛の供用年数を長くする。</li> <li>・ロールサイレージを給与</li> <li>・堆肥化し全量自家還元</li> </ul>		

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態等
酪農 専業 (Ⅱ)	<作付面積等> ・牧草(採草) 71.1ha ・牧草(更新) 7.1.ha ・施設用地 2.0ha 経営面積計 73.1ha <飼養頭数> ・成牛 85頭 (うち経産牛) 80頭 ・育成牛 51頭 常時飼養頭数 136頭 ※販売仕向けを除く <生産量> ・生産乳量 680t ・個体乳量 8,500kg <10a 当たり収量> ・牧草 3,500kg	<建物・施設> ・成牛舎(800㎡) 1棟 ・育成牛舎(411㎡) 1棟 ・機械庫(198㎡) 3棟 ・カーフハッチ(1頭用) 9個 ・堆肥舎(370㎡) 1式 ・牛舎付堆肥舎(37㎡) 1式 ・尿溜 322㎡ ・分娩乾乳舎(123㎡) 1棟 ・パドック(1,000㎡) 1式 <機械> ・バルククーラ(5,000ℓ) 1基 ・ミルカー(パイプライン) 1式 ・バートクリーナー 1式 ・自動給餌器 1式 ・トラクター(80ps) 1台 ・トラクター(110ps) 2台 ・トラクター(130ps) 1台 ・農用トラック(4t) 1式 ・軽トラック 1台 ・フロントローダー 1台 ・ホイールローダー 1台 ・ブロードキャストター 1台 ・テッター 1台 ・ヘイレーキ 1台 ・モアコンディショナー 1台 ・ロールベーター 1台 ・ラッピングマシン 1台 ・ディスクハロー 1台 <その他> ・スタンション・パイプライン方式 ・公共牧野の活用によりコストの低減を行う ・グラスサイレーシとロールサイレージの併用給与 ・堆肥化し全量自家還元	・農業簿記による経営計画、労務、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備	・夫婦2人の家族経営 ・標茶町農業の主体を成す平均的な家族経営 ・粗飼料生産はコントラクターの活用を想定 ・ふん尿処理は全部門コントラクターの活用を想定 ・酪農ヘルパーの活用による定期的な農休日の設定を行う <労働力> ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 1人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態等
酪農 専業 (Ⅲ)	<作付面積等> ・牧草(採草) 74.4ha ・サイレージ用とうもろこし 11.5ha ・牧草(更新) 7.4ha ・施設用地 2.0ha 経営面積計 87.9ha <飼養頭数> ・成牛 106頭 (うち経産牛) 100頭 ・育成牛 63頭 常時飼養頭数 169頭 ※販売仕向けを除く <生産量> ・生産乳量 900t ・個体乳量 9,000kg <10a 当たり収量> ・牧草 3,500kg ・サイレージ用とうもろこし 5,700kg	<建物・施設> ・成牛舎(1,100㎡) 1棟 ・搾乳舎(230㎡) 1棟 ・ハンカーサイロ 2,719㎡ ・パトック(1,000㎡) 1式 ・機械庫(198㎡) 3棟 ・分娩乾乳舎(149㎡) 1棟 ・堆肥舎(656㎡) 1式 ・スラリーストア 1,031㎡ ・曝気槽 193㎡ <機械> ・ハルククーラ(8,000ℓ) 1基 ・milkingシステム(ヘリンボーン 6W)1式 ・スキットローダ 1台 ・ホイルローダ 1台 ・ミキサーフィーダ 1台 ・餌寄せロボット 1台 ・トラクター(80ps) 1台 ・トラクター(110ps) 2台 ・トラクター(130ps) 1台 ・トラクター(150ps) 1台 ・農用トラック(4t) 1台 ・フロントローダ 1台 ・ロータリーハロー 1台 ・ボトムブラウ 1台 ・ディスクハロー 1台 ・ケンブリッジローラー 1台 ・真空播種機 1台 <その他> ・フリーストール、milkingパーラー方式 ・グラスサイレージ主体の TMR を給与 ・全量スラリー処理で自家還元	・農業簿記による経営 計画、労務、財務、 生産管理 ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と 簿記の管理による財 務分析 ・乳牛検定データの活 用 ・飼養部門と飼料生 産部門の損益と原 価の把握、分析 ・作業記録の整備	・労働力3人の家族経営 ・規模拡大を志向する家族経営 ・経営者夫婦+後継者を想定 ・粗飼料生産はコントラクターの活用 を想定 ・ふん尿処理は全部門コントラクター の活用を想定 ・酪農ヘルパーの活用による定期 的な農休日の設定を行う ・哺育・育成は、哺育センターに全 頭預託 <労働力> ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 2人





営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態等
酪農 専業 (V)	<作付面積等> ・牧草(採草) 374.2ha ・サイレージ用とうもろこし 74.5ha ・更新(採草) 37.4ha ・施設用地 2.0ha 経営面積計 450.7ha <飼養頭数> ・成牛 526頭 (うち経産牛) 500頭 ・育成牛 313頭 常時飼養頭数 839頭 ※販売仕向けを除く <生産量> ・生産乳量 4,600t ・個体乳量 9,200kg <10a 当たり収量> ・牧草 3,500kg ・サイレージ用とうもろこし 5,700kg	<建物・施設> ・成牛舎(4,843 m <sup>2</sup> ) 1棟 ・搾乳舎(976 m <sup>2</sup> ) 1棟 ・機械庫(198 m <sup>2</sup> ) 5棟 ・カーフハッチ(1頭用) 56個 ・哺育舎(275 m <sup>2</sup> ) 1棟 ・分娩乾乳舎(961 m <sup>2</sup> ) 1棟 ・ハンカーサイロ 15,262 m <sup>3</sup> ・飼料庫(350 m <sup>2</sup> ) 1棟 ・スラリーストア 5,391 m <sup>3</sup> ・堆肥舎(2222 m <sup>2</sup> ) 1式 ・曝気槽 950 m <sup>3</sup> ・育成舎(2,523 m <sup>2</sup> ) 1棟 ・パッドック(5,000 m <sup>2</sup> ) 1式 <機械> ・ハルクレータ(10,000ℓ) 2基 ・ミルクシステム(ロータリー) 1式 ・スキットロータ 2台 ・ホイルローター 4台 ・ミキサーフィーダ 1台 ・自動哺乳システム 2台 ・サイレージカッター 1台 ・餌寄せロボット 2台 ・自動給餌器 2台 ・トラクター(80ps) 2台 ・トラクター(100ps) 2台 ・トラクター(120ps) 2台 ・トラクター(150ps) 2台 ・トラクター(200ps) 2台 ・農用ダンプ(10t) 1台 ・農用トラック(4t) 4台 ・フロントローター 4台 ・サブソイラー 2台 ・ブロードキャスター 2台 ・真空播種機 1台 ・テッピングワゴン 2台 ・ブームスプレイヤー 1台 ・自走式フォアレージハーベスター 2台 ・自走式モアコンディショナー 1台 ・ボトムブラウ 2台	・パソコン簿記による経営計画、労務、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備	・4戸の農業法人 ・地域の農地活用や労働力の補完、人材育成を行う大規模法人経営 ・常時雇用 3名に加え臨時雇用も行う ・定期的かつ連続した休暇が確保できる労務体制を確立する ・保険や年金等の社会保障体制を確立する ・研修生や実習生の受け入れを行う <労働力> ・主たる従事者 5人 ・補助従事者 4人 ・常時雇用 3人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態等
酪農 専業 (V)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スラリータンカー 2台</li> <li>・マニュアルスプレッター 2台</li> <li>・パソコン 1台</li> <li>・ロータリーハロー 3台</li> <li>・ディスクハロー 1台</li> <li>・ケンブリッジローラー 1台</li> <li>・追播機 1台</li> <li>〈その他〉</li> <li>・フリーストール、ミルクパラー方式</li> <li>・グラスサイレージ主体の TMR を給与</li> <li>・全量スラリー処理で自家還元</li> </ul>		



営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態等
酪農 専業 (VI)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自走式モアコンディショナー 1台</li> <li>・ボトムアラウ 2台</li> <li>・パソコン 1台</li> <li>・ロータリーハロー 3台</li> <li>・ディスクハロー 1台</li> <li>・ケンブリッジローラー 1台</li> <li>・追播機 1台</li> <li>〈その他〉</li> <li>・フリーストール、ミルクパラー方式</li> <li>・グラスサイレージ主体の TMR を給与</li> <li>・全量スラリー処理で自家還元</li> </ul>		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態等
肉用牛 専業 〔黒毛繁殖育成〕	<作付面積等> ・牧草(採草) 16.6ha ・牧草(放牧) 12.2ha ・牧草(更新) 2.9ha ・施設用地 0.3ha 経営面積計 29.1ha <飼養頭数> ・繁殖牛 40頭 ・育成牛 15頭 常時飼養頭数 60頭 <生産量> ・素牛 35頭 ・出荷時体重 黒毛雌 300kg 黒毛雄 320kg <10a 当たり収量> ・牧草 3,500kg	<建物・施設> ・育成舎(444㎡) 1棟 ・堆肥舎(238㎡) 1式 ・機械庫(62㎡) 1棟 ・飼料庫(25㎡) 1基 <機械> ・トラクター(80ps) 1台 ・農用トラック(2t) 1台 ・モアコンディショナー 1台 ・テッター 1台 ・ヘイレーキ 1台 ・ロールペーラー 1台 ・ベルリッパ 1台 ・ベルグリッパ 1台 ・マニュアルスプレッター 1台 ・プロトキスター 1台 ・フロントローダー 1台 ・尿散布機 1台 <その他> ・出荷月齢は9ヶ月齢 ・乾草と濃厚飼料の混合、通年給与 ・堆肥と尿は全量自家還元 ・人工授精または受精卵移植の実施	・パソコン簿記による経営計画、労務、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・飼養部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備 ・流通販売網の多様化や有利な販売体制の確立	・家族労働の作業分担制による経営 <労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態等
肉用牛 専業 (乳用種 交雑種 育成)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草(採草) 116.9ha</li> <li>・牧草(更新) 11.7.ha</li> <li>・施設用地 2.5ha</li> </ul> <p>経営面積計 119.4ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成牛 3,000 頭</li> </ul> <p>&lt;生産量&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素牛 3,000 頭</li> <li>・出荷時体重 300kg</li> </ul> <p>&lt;10a 当たり収量&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草 3,500kg</li> </ul>	<p>&lt;建物・施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成舎(4,916 m<sup>2</sup>) 1 棟</li> <li>・哺育舎(1,200 m<sup>2</sup>) 1 式</li> <li>・機械庫(198 m<sup>2</sup>) 1 棟</li> <li>・飼料庫(175 m<sup>2</sup>) 1 棟</li> <li>・堆肥舎(4,002 m<sup>2</sup>) 1 式</li> </ul> <p>&lt;機械&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動哺乳システム 4 台</li> <li>・トラクター(120ps) 2 台</li> <li>・トラクター(150ps) 1 台</li> <li>・家畜運搬車(7t) 1 台</li> <li>・農用トラック(4t) 1 台</li> <li>・ベルグリッパー 1 台</li> <li>・プロトキヤスター 1 台</li> <li>・スピードスプレーヤー 1 台</li> <li>・細断式ロールペーラ 1 台</li> <li>・フロントローダー 2 台</li> <li>・ホイローダー 2 台</li> <li>・スキッドローダー 3 台</li> <li>・ミキサーフィーダー 2 台</li> <li>・堆肥攪拌機 1 台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷月齢は7ヶ月齢</li> <li>・おがくず等の購入</li> <li>・乾草と濃厚飼料の混合、通年 給与</li> <li>・堆肥と尿は全量自家還元</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン簿記による経営計画、労務、財務、生産管理</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析</li> <li>・飼養部門の損益と原価の把握、分析</li> <li>・作業記録の整備</li> <li>・流通販売網の多様化や有利な販売体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地活用や労働力の補完、人材育成を行う法人経営</li> <li>・粗飼料生産はコントラクターの活用を想定</li> <li>・ふん尿処理は全部門コントラクターの活用を想定</li> </ul> <p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1 人</li> <li>・補助従事者 1 人</li> <li>・常時雇用 6 人</li> </ul>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態等
肉用牛 専業 (乳用種 交雑種 一貫)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草(採草) 243.0ha</li> <li>・サイレージ用とうもろこし 55.9ha</li> <li>・牧草(更新) 24.3ha</li> <li>・施設用地 6.0ha</li> <li>経営面積計 304.9ha</li> </ul> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成牛 900頭</li> <li>(肥育仕向け)</li> <li>・肥育牛 2,100頭</li> <li>常時飼養頭数 3,000頭</li> </ul> <p>&lt;生産量&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肥育牛 1,700頭</li> <li>出荷時体重</li> <li>乳用種 800kg</li> <li>交雑種 810kg</li> </ul> <p>&lt;10a 当たり収量&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草 3,500kg</li> <li>・サイレージ用とうもろこし 5,700kg</li> </ul>	<p>&lt;建物・施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成舎(2,915㎡) 1棟</li> <li>・哺育舎(720㎡) 1棟</li> <li>・肥育舎(11,324㎡) 1棟</li> <li>・飼料庫(364㎡) 1棟</li> <li>・機械庫(215㎡) 1棟</li> <li>・堆肥舎(11,355㎡) 1式</li> </ul> <p>&lt;機械&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(120ps) 2台</li> <li>・トラクター(150ps) 2台</li> <li>・農用トラック(4t) 1台</li> <li>・家畜運搬車(7t) 1台</li> <li>・ベルグリッパ 1台</li> <li>・プロトキヤスター 1台</li> <li>・スピードスプレーヤー 1台</li> <li>・細断式ロールペーラ 1台</li> <li>・フロントローダー 2台</li> <li>・ホイローダー 2台</li> <li>・ミキサーフィーダー 3台</li> <li>・堆肥攪拌機 1台</li> <li>・スキッドローダ 3台</li> <li>・自動哺乳システム 4台</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷月齢は乳用種 18ヶ月齢、 交雑種 24ヶ月齢</li> <li>・おがくず等の購入</li> <li>・乾草と濃厚飼料の混合、通年 給与</li> <li>・堆肥と尿は全量自家還元</li> <li>・高度な肥育技術の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン簿記による経営計画、労務、財務、生産管理</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析</li> <li>・飼養部門の損益と原価の把握、分析</li> <li>・作業記録の整備</li> <li>・流通販売網の多様化や有利な販売体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地活用や労働力の補完、人材育成を行う法人経営</li> <li>・粗飼料生産はコントラクターの活用を想定</li> <li>・ふん尿処理は全部門コントラクターの活用を想定</li> </ul> <p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 2人</li> <li>・常時雇用 7人</li> </ul>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 形態等
畑作 専業 (大根)	<作付面積等> ・だいこん 25.0ha 経営面積計 25.0ha <生産量> ・だいこん 1,250t <10a 当たり収量> ・だいこん 5,000kg	<建物・施設> ・農舎(鉄骨) 1棟 <機械> ・トラクター(120ps) 3台 ・農用トラック(4t) 1台 ・マルチングシーター 1台 ・大根収穫機 1台 ・フォームスプレーヤー 1台 ・大根洗浄機 1台	・パソコン簿記による経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・市場動向の収集分析、および消費者ニーズに対応した計画的出荷、販売 ・流通販売網の多様化や有利な販売体制の確立	・野菜省力化技術の導入 ・農繁期の雇用確保 ・ほ場の維持管理(地力維持) <労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人



### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3の(3)に示したような目標を可能とする効率的、かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型は、第2で定めるものと同様です。

### 第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

町は効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組みます。人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広く、かつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、青色申告を基礎とした経理税務、経営の調査研修による農業経営の合理化の推進、担い手育成のための研修等の実施及び地域社会への積極的な参加体制の整備促進等を通じて農業を担う人材の育成を積極的に推進します。

また、酪農ヘルパー制度を一層充実し、休日の増加を図るなかで就労条件、環境の整備を進め人材の育成確保を推進します。

#### 2 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、標茶町農業研修センター「しべちや農楽校」を拠点に、標茶町担い手育成協議会を中心に(株)TACSしべちや等と連携のもと、次の取組を重点的に推進します。

##### (1) 受入環境の整備

標茶町担い手育成協議会を中心に、公益財団法人北海道農業公社と連携しながら、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行います。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行います。

## (2) 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けるほか、農業体験ができる仕組みを作ること、農業に関する知見を広められるようにします。

## 3 町が行う取組

### (1) 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

町は北海道立農業大学校や農業改良普及センター、農業委員会、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを作ります。

### (2) 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化します。また地域との交流を促進するため、各種交流会への参加を促すとともに機会を設けます。

### (3) 経営力の向上に向けた支援

農業改良普及センターによる学習会や調査・研究するための活動、先進地視察研修等の支援を実施します。

### (4) 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業、町が独自に行う支援策を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導きます。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

## 4 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については公益財団法人北海道農業公社、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役

割を分担しながら各種取組を進めます。

## 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営への利用集積をはじめとする農用地の利用に占めるべき面積割合及び面的集積の割合が高まるよう努めます。

農業経営体が町における農用地の利用（農作業受委託を含む）に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度です。

効率的かつ安定的な農業経営が本町の農用地の利用に占める面積シェアの目標
98.0%

### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### (1) 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状

本町の農業は、大部分が広大な土地資源に立脚した草地型酪農です。昭和30年代には1,500戸を超える農家数でしたが、現在（R5. 3. 31）の標茶町認定農業者戸数（認定新規就農者含む）は259戸と激減状態であり、離農跡地の取得等の段階において、団地の形成を意識した画一的な農地取得ではなかったことから農地の分散が見られ、更には自作地、貸付地が入り組んだ状況になっています。

また、阿歴内・茅沼地域では、寒冷地野菜の大根を主とした野菜栽培が行われていますが、一部連作障害が出始めています。

耕作放棄地の状況は、農地開発事業により以前は不可耕地であった湿地開発地や急傾斜地、更には狭小地・不整形地など、条件不利地や生産性の低い土地などで散見されます。

農家の平均年齢は53歳と、今後高齢化による更なる農家戸数の減少が見込まれます。

#### (2) 今後の農地利用等の見通し

農業を取り巻く情勢が依然と厳しい中で、今後も農家戸数の減少に歯止めがかからない状況であり、更なる農地の分散も予想されます。

#### (3) 将来の農地利用のビジョン

農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地を維持・確保するとともに、次世

代へ引き継ぐことを基本としながら、地域計画により描かれた地域の将来像の実現に向けて農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進します。

#### (4) 具体的な取組の内容

経営規模の拡大や労働力不足の解消、高齢農家の農地の有効利用などに対応するため、雇用労働力の確保やスマート農業の導入による作業効率の向上、1団地あたりの面積拡大による大型農業機械の効率的利用、農作業受委託への取組支援など、コスト低減を図るための生産基盤の整備や農用地の集団化を推進します。

#### (5) 関係機関及び関係団体との連携等

関係機関、団体等で構成する標茶町農業振興会議において、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項について検討することとします。標茶町農業振興会議では、このような検討結果を踏まえて、効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策について、各関係機関、団体それぞれの機能に応じた役割分担により責任ある取り組みを目指します。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、標茶町農業の地域特性を十分踏まえた上で、農業経営基盤強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進を図ります。

標茶町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行います。

- ① 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という）第18条第1項の協議の場の設置方法、同法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準、その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業について、中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に

推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化します。

以下、各個別事業ごとに述べます。

## 1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置方法、同法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準、その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

### (1) 協議の場の設置方法

- ① 協議の場の開催時期については、多くの農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに農繁期を避けて設定することとし、開催に当たっては、町広報やホームページ等への掲載に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ります。
- ② 参加者については、農業者、町、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行います。
- ③ 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せの対応を行うための窓口を農林課農業企画係に設置します。
- ④ 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ります。
- ⑤ 町は、地域計画の策定に当たって、北海道・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施します。
- ⑥ 利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとします。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

## (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

## (3) 農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

## (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率化かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

## (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第2項に規定する要件を備えるものは農業経営基盤強化促進法基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「政令」という)に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という)を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用

集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という）で定められた特定農業法人は認定農業者とみなし、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

#### (7) 農用地利用規程の特例

① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受けるものを認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 認定農業者の氏名又は名称及び住所

イ. 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

ウ. 農地中間管理事業の利用に関する事項

エ. その他農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「農林水産省令」という）で定める事項

③ 町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を町の掲示板への掲示により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、町に意見書を提出することができる。

④ 町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、町は(5)の①の認定を行う。

ア. 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者（以下「所有者」という）の三分の二以上の同意が得られていること。

イ. 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利



用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等（農地中間管理機構を除く）は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受けるとされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農林水産省令第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
- ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を考慮し、算出する。
- ⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。
- ⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

#### (8) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、町の認定を受けるものとする。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、法第24条で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く）は、その変更した後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。
- ③ 町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

#### (9) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の該当区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあたっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該地域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (10) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせん、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

#### 4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1～3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとします。

ア 町は道営草地整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、主に草地基盤に係る自給飼料作物の安定生産や効率的かつ安定的な農業経営を目指す条件整備を図ります。

イ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとします。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立します。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進します。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、標茶町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮します。

## 第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図ります。
- 2 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとします。

## 第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

### 附 則

- 1 この基本構想は令和5年9月28日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。

別紙1（第6の1の(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとします。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができることと認められること

(2) 農業協同組合法第72条の10の事業を行う農事組合法人（農地所有適確法人である場合を除く）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができることと認められること

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができることと認められること